

現 場 説 明 書

1 工事名称 出水総合医療センター西館感染症病床改修工事

2 工事場所 出水市明神町520番地

3 工事内容

名 称	当該工事	別途工事
1 建築工事	○	
2 電力設備工事	○	
3 通信設備工事	○	
4 給排水設備工事	○	
5 空調設備工事	○	
6 換気設備工事	○	
7 塗装工事	○	
8 防水工事	○	
9 医療ガス設備工事	○	
10 外構工事		
11 その他設計図書に示す範囲	○	

4 工事期間

契約日 ~ 令和5年12月8日

5 支 払 条 件

出水市会計規則による。

6 質 疑 回 答

質疑事項がある場合は、文書にて契約担当課へ問い合わせること。

7 一 般 事 項

- (1) 添付資料の設計内訳書は参考資料であり、入札に際しては設計図書により見積り、参加すること。
- (2) 火災保険等については、契約締結後速やかに加入し、保険期間は工期後14日とする。また、その証券又はこれに代わるものを監督職員に提出すること。
- (3) 請負代金額が500万円以上の工事は、契約締結後10日以内に工事実績情報の登録を行い、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出すること。(受注時、変更時及び完成時)
- (4) 工事による騒音・振動・粉じん・排水(内水面対策)・電波障害・交通などの問題が生じぬよう事前に関係機関と協議を行い、必要な対策を講じること。なお、問題が生じた場合は工事の受注者がその処理・解決に当たり、それに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (5) 工事用仮設電力、工事用用水、工事用電話、工事用事務所は、改廃を含み全て受注者負担とする。また、本設切換後より引渡しまでの基本料金及び使用料金についても受注者の負担とする。
- (6) 着工に先立ち、次の書類を作成し、監督職員の承諾を受けること。(■を対象とする)
 - 再生資源利用計画書
 - 再生資源利用促進計画書

□ 建設廃棄物処理計画書

- (7) 工事の施工に当たり設計図書の照査を行い、照査確認報告書を提出すること。
- (8) 施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、実施するものとする。
- (9) 月末毎の工事月報を(8)による安全訓練等書類及び現場状況写真を添えて翌月7日までに提出すること。
- (10) 工事に必要な官公庁等への申請書類の作成及び手続きは受注者にて行うこと。
- (11) 敷地境界の確認及び近隣建築物・公共施設(道路等)等の現況を事前調査し、紛争等の無いよう留意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が処理・解決に当たり、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (12) 建設廃材の処分については「廃棄物の処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に基づいて行うこと。
- (13) 工事に使用する資材については、市内(市内に無いものにあっては県内)で産出、生産製造されたものを優先使用に努めること。
- (14) 工事の一部を下請けに付する場合は、出水市内に本社又は主たる営業所を有する者を使用するよう努めること。市外業者を選定する場合は下請契約前に書面により理由を付し報告すること。
- (15) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、現場において腕章を着用すること。
- (16) 敷地外に現場事務所を設ける場合は、徒歩にて速やかに現場に戻ることが可能な位置とし、土地や建物の所有者へは事務所の使用方法について細かく説明を行うとともに、返却方法(返却予定期間、補修の必要性及びその範囲)についても事前に協議を行うこと。
- (17) 「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日及び夜間の作業については監督職員の承諾を受けることとし、事前に工事内容等を記載した資料を近隣住民へ周知すること。なお、特別な理由がない限り作業は行ってはならない。
- (18) 設計図書、契約書の写し、各工事共通仕様書、工程表、施工図、承諾図、工事写真、施工見本、日報、月報、その他監督員の指示するものを現場に常備すること。
- (19) 資機材運搬車の過積載防止について
 - ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者の利益を不当に害することがないようにすること。
 - エ 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関し悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - オ 下請契約における受注者を指導すること。
- (20) 資材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等品以上のものとすること。
- (21) 既存部分を損傷等した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修すること。
- (22) 工事期間内に、関係法令に基づく検査を受検し、合格すること。
- (23) 建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)の普及徹底について
 - ア 建設業者は、特殊法人・建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合(以下「組合」という。)に加入するとともに、その建退共の対象となる労務者について、証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付すること。
 - イ 工事を受注した建設業者は、組合の発注者用掛金収納書を契約締結後、工程表と共に提出すること。
 - ウ 建設業者が、下請け契約を締結する際は、下請け業者に対してこの制度の趣旨を説明し、必要な建退共の証紙を現物交付すること。
 - エ 下請け業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で、万全で無い場合は元請業者に組合加入手続き

及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者は、積極的に受託することにすること。

オ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を現場に掲示すること。

(24) 現場代理人の兼任について

ア 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の①から⑥のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工事が区画線工事の場合、次の①から②及び⑥の全てを満たし、工事現場における運営、取締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- ① 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
- ③ 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- ④ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- ⑤ 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- ⑥ 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと

イ 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、現場代理人の兼任(変更)申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

ウ 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(25) 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

ア 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの運営にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

(ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。

(イ) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間

(ウ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

(エ) 全3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

イ 発注者への報告

上記の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(27) 成果品

成果品にはインデックス等を取り付け、内容が確認しやすい構成とすること。

内容及び部数は以下のとおりとする。(■を対象とする)

■ 完成図書 1 部

工事の概要、取扱い要領、保守に関する資料及び打合せ簿等のほか、監督員が指示するもの

■ 保守管理書 1 部

工事の概要、取扱い要領及び保守に関する資料

■ 工事写真帳 1 部

着工前、完成及び工程写真等、監督員が指示するもの

■ DVD 2 枚

工事写真、施工図、竣工図等、監督員が指示するものを記録したるもの

■ 製本(竣工図) 部 …設計原図を二つ折りしたもの

2 部 …A3版を二つ折りしたもの

設計原図を施工現場と一致するよう訂正を行い、監督員の承諾を得て提出すること

8 本工事で特に配慮が必要な事項

施設を利用しながらの工事となるため、振動、騒音に配慮した施工に努めるとともに、施設利用者の安全に配慮した施工計画とすること。なお、仮設計画については、事前に施設管理者と十分に協議を行うこと。